

このAQSIQ第117号令《強制的製品認証管理規定》は中国国家質量監督檢驗檢疫総局により公告されたものを、JETが参考和訳したものですので、疑義がある場合は中国語の原文に準じてください。

原文は AQSIQ（中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局）の以下のウェブサイトから入手可能です。

[http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2009/200907/t20090716\\_122032.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2009/200907/t20090716_122032.htm)

## AQSIQ 第 1 1 7 号令《強制的製品認証管理規定》2009.7.3

### 第 1 1 7 号

《強制的製品認証管理規定》は、2009年5月26日に国家質量監督檢驗檢疫総局において検証及び審議された。ここに公布し、2009年9月1日から施行される。

局長

2009年7月3日

# 強制的製品認証管理規定

## 第 1 章 総則

**第 1 条** 強制的製品認証業務の規範とし、認証の有効性を高め、国家、社会及び公共の利益を保護するために、「中国認証認可条例」等の法律、行政法規及び関連する規定に基づいて、本規定を制定する。

**第 2 条** 国家の安全を保護し、詐欺行為を防止し、人間の生命と安全、動植物の生命と安全、及び環境を保護するため、国家が特定した関連製品に対し、製品認証（以下強制的製品認証とする）を取得しなければならない。強制的製品認証マークを表示した後でなければ、これらの製品は工場から出荷、市場での流通及び輸入されてはならない。また、いかなる商業目的で使用されることも許されない。

**第 3 条** 国家質量監督檢驗檢疫総局（以下、AQSIQ とする）は全国の強制的製品認証業務に責任を持つ。

国家認証認可監督管理委員会（以下、CNCA とする）は全国の強制的製品認証業務の実施、監督、マネージメント、総合的な調整に責任を持つ。

各地方の質量技術監督局及び輸出入境檢驗檢疫局（以下、質検両局とする）は、それぞれの職責において法律に従い、管轄区域内の強制的製品認証の監督及び法律を執行し、取締まりの業務を行う。

**第 4 条** 強制的製品認証の対象となる製品について、国家は、製品目録（以下目録とする）を統

一し、技術基準の強制的要求事項を統一し、標準及び適合性評価手続を統一し、認証マーク及び料金基準を統一する。

AQSIQ、CNCA 及び国務院の関連部門は目録の制定及び調整を行う。目録は AQSIQ と CNCA が合同で公布を行い、関連部分について合同で実施する。

**第5条** 国家は、強制的製品認証について、平等で双方に利益をもたらすような国際的な相互承認を拡大することが奨励される。相互承認を行う場合、AQSIQ、CNCAもしくはこの両機関から権利を与えられた関連部門によって、国際的に合意され署名された相互認証の枠内で実行する必要がある。

**第6条** 強制的製品認証活動に従事する機関及び人員は、信頼性を保持し、認証活動を通じて得られた商業的秘密、生産技術に関する機密の保護が義務付けられる。

## 第2章 認証の実施

**第7条** 強制的製品認証の基本的な規則（以下、認証実施規則とする）は、AQSIQ及びCNCAが制定し公布する。強制的製品認証の実施細則はCNCAが制定し公布する。

**第8条** 強制的製品認証は、以下の単一の認証モジュールまたはいくつかの認証モジュールを組み合わせて行う。

- (1) 設計審査
- (2) 型式試験
- (3) 製造現場抜き取りサンプルの試験又は検査
- (4) 市場抜き取り試験又は検査
- (5) 企業の品質保証能力検査及び製品の一致性検査
- (6) 認証取得後の定期工場調査

製品認証のモジュールは、製品性能に基づいて公共の安全、人体の健康及び環境などの方面に与える危害の程度、製品寿命、製品の生産、輸入に関わるリスクなどの総合的な要素に対し、科学的な合理性及び利便性に照らして決定する。

**第9条** 認証の実施規則には、以下の内容が含まれなければならない。

- (1) 規則を適用する製品の範囲
- (2) 適用製品に関する国家規格、業界規格及び国家技術規則の強制的な要求事項
- (3) 認証モジュール
- (4) 申請単位の区分要求又は規定
- (5) サンプルング及びサンプル送付の要求事項
- (6) 重要部品及び材料の確認要求事項（必要に応じて）
- (7) 試験規格に関する要求事項（必要に応じて）
- (8) 工場調査の要求事項
- (9) 認証取得後の定期工場調査の要求事項
- (10) 認証書の有効期限の要求事項

(11) 製品にマークを表示する際の要求事項

(12) その他の規定

**第10条** 目録製品の製造者、販売者もしくは輸入事業者（以下、認証申請者とする）は、製品の製造、販売、輸入に対し、CNCA から指定された認証機関（以下、認証機関とする）に認証行為を委託しなければならない。企業が目録内製品の製造を他の企業に委託している場合、委託企業あるいは委託を受けた企業のいずれも、認証機関に認証の申請を行うことができる。

**第11条** 申請者は認証機関に対して、実施規則に従って製品の技術的情報を提供しなければならない。販売者、輸入者が製品の申請者となる場合は、販売者と製造者の間の契約もしくは、輸入事業者と製造者の間で署名された契約書のコピーを指定認証機関に提出しなければならない。認証対象製品の製造が他の製造者に委託されている場合、申請者は、委託企業と委託先企業との間で署名された契約書のコピーを指定認証機関に提供しなければならない。

**第12条** 認証機関は、認証の申込みが受理された後に、製品認証の実施規則に従って型式試験及び工場調査をアレンジする。

**第13条** 申請者は、自分から提出した試験サンプルと実際に生産されている製品の間の一致性を保証しなければならない。認証機関は、提出されたサンプルの信憑性について審査を行わなければならない。

認証機関は、実施規則の要求事項に従って製品の特性と現状を考慮し、申請者からサンプルを提出させるか、工場からサンプルを抜き取るか、或いは工場でサンプルを密封した後に申請者がサンプルを送付する方法で、CNCA が指定した試験機関（以下、試験ラボとする）に型式試験を依頼する。

**第14条** 試験機関は、型式試験を実行し、試験結果が事実であり正確であることを保証しなければならない。また、試験の全行程に関する記録を作成し、保管しなければならない。試験の各過程及び結果の記録について、追跡できるように保証しなければならない。試験機関は、製品の有効な定期工場調査を行うために認証機関と協力する。

試験機関及びその関連人員は、自ら作成した試験レポートの内容及び試験の結果に対して責任を負う。サンプルに対する信憑性について疑義が生じた場合、認証機関に状況を説明しなければならない。また適切な処置をとらなければならない。

**第15条** 工場調査が要求される場合、認証機関は、国家機関の資格を有し登録された工場調査員に委託し、該当製品の実施規則に従い、製品を製造する企業の品質保証能力、製造する製品と型式試験サンプルとの一致性等の工場調査を行なう。

認証機関及び調査要員は認証の結果について責任を負う。

**第16条** 認証機関は、型式試験及び工場調査を行った後、製品が要求事項に適合している場合、通常であれば、申請者の認証申請を受理してから 90 日以内に認証書を発行する。

要求事項に適合していない場合には、申請者に対して書面にて通知を行い、その理由を説明する。認証機関及び関連する人員は、その認証結果について責任を負わなければならない。

**第17条** 認証機関は、工場現場の製品試験或いは検査、市場からの抜取り試験又は検査、品質保証能力の検査等の方法で、認証取得製品及び製造企業に対し、分類管理及び効果的な定期工場調査を実施し、認証を取得した製品が一貫して生産されているかどうか、製造業者が認証要求を継続的に満たすことができる品質保証能力を備えているかを検証及び管理しなければならない。

**第18条** 認証機関は、定期工場調査の全ての過程を記録し、それらを保管し、定期工場調査の過程及び結果が追跡可能であることを保証しなければならない。

認証の要求事項に継続的に適合する能力が無いと判断した場合、認証機関は、状況に応じて認証の一時休止、或いは取下げを行い、その結果を公表しなければならない。

**第19条** 認証機関は、実施規則に従い、認証製品の安全レベル及び品質の安定性、並びに製品の製造企業の適合と不適合内容の記録等の要因に基づいて、認証製品及び製造企業に対する定期工場調査を分類し管理する。合理的な定期工場調査の頻度を確定する。

### 第3章 認証書及び認証マーク

**第20条** CNCA は、強制的製品認証書（以下、認証書とする）の内容、様式及び強制性製品認証マーク（以下認証マークとする）の仕様、種類に対し、規定を統一する。

**第21条** 認証書には以下の基本的内容が含まれていなければならない。

- (1) 申請者の名称、住所
- (2) 製品製造業者（製造事業者）の名称、住所
- (3) 委託を受けた製造企業の名称、住所（必要に応じて）
- (4) 製品名及び製品のシリーズ、仕様、型番
- (5) 認証の根拠（訳者注：試験規格）
- (6) 認証モジュール（必要に応じて）
- (7) 認証取得日及び有効期限
- (8) 認証機関の名称
- (9) 認証番号
- (10) その他必要な情報

**第22条** 認証書の有効期限を5年とする。

製品及び企業に対する定期工場調査の状況に基づいて、認証機関は、認証書に年度検査の結果を検索する為のウェブアドレス及び電話番号を明記しなければならない。

認証書の有効期限が満了に近づき、認証書を継続する場合、申請者は認証有効期限が満了する90日以内に申請しなければならない。

**第23条** 認証製品及び製品の包装に認証書の内容を表示する場合には、認証書の内容と一致していなければならない。また、国家が定める「製品標識及び注記表示の管理規定」に適合していなければならない。

**第24条** 次に掲げる状況のいずれかが生じた場合、申請者は認証書の変更を行うために、認証機関に対し申請しなければならない。認証機関は状況に応じて適切な処理を行う。

- (1) 命名方法による認証製品の製品名や型番が変更された場合、或いは認証製品の製造事業者、製造工場の名称、住所が変更された場合には、認証機関による確認の後に認証書を変更する。
- (2) 型番の変更、安全性及び電磁両立性に影響を及ぼさない内部構造の変更、もしくは、同じ製品モデルの範囲内で規模を縮小した場合には、認証機関による確認の後に認証書を変更する。
- (3) 重要部品、仕様及び型番の変更、安全性もしくは電磁両立性に影響を及ぼす認証製品の設計、構造、製造技術、材料もしくは原材料生産企業の変更があった場合は、認証機関による再試験に合格した後に認証書を変更する。
- (4) 製品生産企業の住所あるいはその品質管理体系、生産条件等に変更があった場合は、認証機関による再工場調査に合格した後に認証書を変更する。
- (5) その他変更が必要な状況が生じた場合

**第25条** 認証申請者は、既に認証を取得した認証製品の範囲を拡大しようとする場合には、認証機関に対して認証書の拡大申請を行わなければならない。認証機関は、拡大の対象となる製品と元の製品との一致性にいての確認検査を行い、拡大対象製品に対して元の認証結果の適用が可能かどうか確認しなければならない。確認検査に合格した後に、申請者の要求に基づき認証機関は、拡大された製品について別の認証書を発行するか、あるいは既存の認証書を更新する形式で新たな認証書を発行する。

認証機関は、実施規則の要求事項に従って、追加された製品と基本モデル間の相違点に対し、追加試験もしくは工場調査を実行する。

**第26条** 以下に掲げる状況に至った場合には認証機関は認証書を取消し、その結果を公表しなければならない。

- (1) 認証書の有効期限が過ぎて、認証書の所有者が認証書の継続申請をしていない場合
- (2) 認証を取得した製品が今後生産されない場合
- (3) 国家の法令により認証製品の対象から除外された製品、もしくは生産が禁止された製品の場合
- (4) 申請者が申請を取消した場合
- (5) その他法令により取消しの状況に至った場合

**第27条** 以下に掲げる状況になった場合には、認証機関は認証規則で定められた期間において認証を一時休止とし、その結果を公表しなければならない。

- (1) 製品の適用規格或いは認証の実施規則が変更されたにも関わらず、規定の期限内に製品が要求事項に適合しない場合
- (2) 定期工場調査中に、申請者が認証規則等に違反した場合
- (3) 正当な理由なく定期工場調査を拒否した場合もしくは、定期工場調査の過程で、製品が継続的に認証の要求事項に適合していないと確認された場合

- (4) 認証取得者が一時休止の申請を行った場合
- (5) その他法令により一時休止の状況に至った場合

**第28条** 以下に掲げる状況になった場合には認証機関は認証を取消し、その結果を公表しなければならない。

- (1) 認証製品に欠陥があり、品質安全事故が起こった場合
- (2) 定期工場調査中に、認証製品と申請者が提出したサンプルに不一致があった場合
- (3) 認証書の一時休止期間中に申請者が是正措置をとらなかった場合、もしくは是正措置をとったにも関わらず、製品が要求事項に適合しなかった場合
- (4) 申請者が詐欺行為を行い、賄賂等の不正な手段で認証書を取得した場合
- (5) その他法令により取消しを行う状況に至った場合

**第29条** 認証書の取消し、一時休止、辞退が行われた場合には、認証機関は要求事項に適合していない製品の分類及び範囲を確定しなければならない。

認証の辞退、取消が行われた日から、或いは一時休止の期間中に、認証の要求事項に適合しない製品が出荷、市場に流通、輸入或いは商業目的で使用されてはならない。

**第30条** 認証マークの仕様は、基本仕様図、認証分類の注記で構成され、基本仕様図は以下に示す通りである。



基本仕様図の CCC は、中国強制認証「China Compulsory Certification」の英文略である。

**第31条** 認証マークの基本仕様図の右側には認証分類の注記を表示する。当該製品の認証分類はアルファベットの略号で構成される。CNCA は強制認証業務の必要に応じて、認証マークの注記に関わる具体的な要求事項を定める。

**第32条** 申請者は、認証マークの使用についての管理体制を確立し、認証マークが使用された状況を記録し保管しなければならない。また、実施規則の要求事項に基づき、製品、包装、広告、製品案内等に使われる宣伝資料においても、正しく認証マークを使用及び表示しなければならない。

**第33条** いかなる団体及び個人であっても、認証書及び認証マークを偽造、改造、売買、移転してはならない。

## 第4章 監督管理

**第34条** CNCA は、認証機関、検査機関及び試験機関に対して、その検査及び試験活動の年度監査を実施する。また、不定期に特別監督監査を行う。

**第35条** 認証機関は、認証所有者及び認証製品生産企業に係る情報、認証の取消し、一時休止、辞退に関する情報を CNCA 並びに各省政府地方質検両局に報告しなければならない。

**第36条** CNCA により、定期的及び不定期的な方法で実施される認証製品の監督監査について、AQSIQ が統一して計画する。

認証製品の製造者、販売者、輸入事業者、及び製品を商業活動に使用する者は、監督監査を拒否してはならない。

CNCA は、認証製品及びその製造者を公表する制度を確立し、社会に対し監督監査の結果を公表する。

**第37条** 地方質検両局は、法律に基づきそれぞれの基本的な職責において、所管区域内の強制的製品認証活動に対し、監督監査を実施し違法行為に対する処置を行う。

認証を取得していない目録内の製品で出荷及び販売していないものに関して、地方監督管理部門は、製造業者に対して早急に強制認証を取得するよう警告しなければならない。

**第38条** 地方質検両局は、法律に基づき強制的製品認証の監督監査を実施する際に、工場及び事業所に立ち入り現場の検査を行い、関連する契約書、領収書類、帳簿及びその他の情報を調査しコピーすることができる。認証されていないもしくは認証の要求に適合していない製品を差し押さえることもできる。

**第39条** 目録製品の製造者もしくは販売者は、製造され、販売されている製品に欠陥があり、生命の安全及び健康に危害を及ぼす可能性がある場合、その関連情報は公表しなければならない。また、製品の回収等の救済措置をとり、関連する法律に従って監督管理機関に報告しなければならない。

目録製品の製造業者、販売者が前項の規定を履行していない場合、AQSIQ は、製品回収プロジェクトを開始し、製造業者に対して製品回収を行うように命じ、販売者に対し販売を中止するよう命じなければならない。

**第40条** 輸出入境検査検疫機関は、目録に記載された製品の輸入に関する検査を行わなければならない。認証書や認証マーク等の証明書類を確認し、貨物と書類が一致するかどうかを確認しなければならない。認証書を確認の結果、資格を満たさなかった製品については、法律の規定に基づいて処理が行われなければならない。目録に記載された輸入製品に対し、引き続き監督管理を行わなければならない。

**第41条** 目録に記載された製品に対し、次に掲げる条件においては、強制的製品認証及び入国検査が不要である。

- (1) 外国の在中国大使館、領事館及び国際組織の在中国機関、及びその外交人員が個人で使用する物品

- (2) 香港、マカオ特別区の政府駐内陸機関、及びその業務人員が個人で使用する物品
- (3) 入国者が携帯して海外から持ち込み、個人が国内で使用する物品
- (4) 外国政府からの援助、贈呈物品
- (5) その他法律の規定により強制的製品認証が免除された物品

**第42条** 以下に掲げる条件のいずれかで、製造業者、販売者、輸入者もしくはその代理人が、関連する各地方の輸出入検閲検疫機関に強制的製品認証取得の免除を要求できる。この場合、責任を保証する資料、製品の適合性証明書（型式試験レポートを含む）等の資料を提出し、必要に応じて製品試験を行なう。「CCC 免除証明」を取得後に輸入し、申告した用途で使用しなければならない。

- (1) 科学研究、試験所で必要とされる製品
- (2) 技術的評価を行なう為に、導入された生産ラインの部品
- (3) 直接最終ユーザーが使用している製品の修理を目的とした製品
- (4) 工場の製造ライン/製造ラインユニットの組立てに必要な設備/部品（事務用品は含まない）
- (5) 商業展示のみに用いられ、販売されない製品
- (6) 一時的に輸入され、後日返却される製品（展示品を含む）
- (7) 完成品の全数輸出を目的とした一般貿易方式の輸入部品
- (8) 完成品の全数輸出を目的とした原料輸入、もしくは原料輸入委託加工貿易方式の輸入部品
- (9) その特殊用途の為に、強制認証が免除される状況。

**第43条** 認証機関、検査機関、試験機関が、次の状態のいずれかの場合、CNCAはその機関に対し、業務停止を命じなければならない。業務停止の期間内に、指定範囲内の強制製品の認証、工場調査、試験行為を行ってはならない。

- (1) 認証基本範囲及び認証規則に実施する手順を増加、減少、変更する場合
- (2) 有効な定期工場調査が実施されていない場合、もしくは製品が要求事項に対して継続的に適合していないにも拘らず、直ちに認証書の一時休止、或いは取消し、公表をしなかった場合。
- (3) 認証、工場調査、試験の工程を記録しなかった場合、又は保管されていない場合、且つ事案が重大で有る場合。
- (4) 国家が定める関連した資格を取得していない人員を登用し、認証、工場調査、試験行為を行った場合、且つ、事案が重大で有る場合。
- (5) 申請者から提出された試験サンプルの信憑性に対し、適切な審査を行わなかった場合。
- (6) 地方質検両局認証が法に基づいて執行する検査を妨害した場合
- (7) 目録に属さない製品の強制認証を行った場合
- (8) その他、法律法令の規定に違反する場合。

**第44条** 次の状況のいずれが生じた場合には、CNCA は利害関係者からの要求もしくはその職権に基づき、認証機関、検査機関、実験室の指定を抹消することができる。



- (1) 作業員が職権を乱用し、職責を軽んじる場合
- (2) 法の定める職権を超え、指定事項の決定行為を行った場合
- (3) 法の定める過程に違反する行為を行った場合
- (4) 指定された資格を備えていない認証機関、検査機関、試験機関に対し指定を許可した場合。
- (5) 法律に基づいて、取消可能な、その他の指定事項の決定行為。

**第45条** 認証機関、検査機関、試験機関が詐欺、賄賂等の不正手段により指定を取得した場合、CNCAは指定を取消し、その結果を公表する。

認証機関、検査機関、試験機関は指定が取消された日から3年以内に再度の指定申請を行うことができない。

**第46条** 強制的製品認証活動に従事する人員が虚偽であり事実と反する結果を出し、虚偽の文書もしくは記録を発行した場合には資格を抹消する。中国認証認可協会は、取消してから5年以内の当該人員からの申請及び登録を受理してはならない。

**第47条** 申請者は、認証機関の認証結果に異議がある場合には認証機関に異議を提出することができる。その処理結果にも異議がある場合には、CNCAに提訴することができる。

**第48条** 強制的製品認証活動中に法律に違反する行為を行っていることを発見した場合、個人、企業問わずに、AQSIQ、CNCAもしくは地方質検両局に通報する権利を有する。AQSIQ、CNCAもしくは地方質検両局は、直ちに調査を行い処理しなければならない。通報者のプライバシーは守られなければならない。

## 第5章 罰則

**第49条** 目録に含まれている製品が認証を取得せずに、工場から出荷、販売、輸入され、あるいは商業目的で使用された場合、地方質検両局は、「認証認可条例」第67条の規定に基づいて処罰する。

**第50条** 目録に含まれている製品が認証を取得した後、要求事項に適合していない生産経営活動あるいは生産、販売を行った場合、地方質検両局は、「国务院 加工食品等製品安全監督管理強化の特別規定」第2条、第3条の第2項の規定に基づいて処罰する。

**第51条** 本規定第29条第2項の規定に違反し、認証書の取消し又は辞退した場合、あるいは一時休止の期間中に、認証要求に不適合の製品が引き続き出荷、販売、輸入され、あるいはその他の商業活動に使用された場合、地方質検両局は「認証認可条例」第67条の規定に基づいて処罰する。

**第52条** 本規定第42条の規定に違反し、「強制的製品認証免除証明書」を虚偽の資料によって取得した場合、あるいは「強制的製品認証免除証明書」を取得した後、申請した用途と異なる目的で使用した場合、輸出入検閲検疫機関は、その事態を改善しようと命じ、「強制的製品認証免除証明書」を抹消しなければならない。認証認可条例の第67条の規定に基づいて

処罰する。

**第53条** 認証書を、偽造、変造、レンタル、貸出し、不正使用或いは譲渡した場合には、地方質検両局は、その事態を改善するよう命じ、3万円以下の罰金を課す。

**第54条** 以下に掲げる状況のいずれかが生じた場合、地方質検両局は、その事態を改善するよう命じ、3万円以下の罰金を課す。

- (1) 本規定第13条第1項の規定に違反した場合、申請者が提供したサンプルと実際に生産されている製品が一致していない場合
- (2) 本規定第24条の規定に違反した場合、認証機関へ認証書の変更申請を提出せずに、無断で目録の製品を出荷、販売、輸入あるいはその他の商業目的で使用した場合
- (3) 本規定第25条の規定に違反した場合、認証機関へ認証書の認定範囲拡大申請を提出せずに、無断で目録の製品を出荷、販売、輸入あるいはその他の商業目的で使用した場合

**第55条** 以下に掲げる状況のいずれかが生じた場合、地方質検両局は、その事態を改善することを命じ、もし期限内に改善されなかった場合、2万円以下の罰金を課す。

- (1) 本規定第23条の規定に違反し、認証製品及びその販売に使用される包装に表示されている内容が認証書の内容と一致していない場合。
- (2) 本規定第32条の規定に違反し、規定の通りに認証マークを使用していない場合。

**第56条** 認証機関、検査機関、試験機関から偽りの結果が発行され、或いは、発行された結果報告が事実と大きく違っている場合、CNCAはその指定を取消す。それを直接担当する管理責任者及び直接責任を負う人員に対し、その就労資格を取消す。犯罪行為になった場合には刑事責任を負わなければならない。損失を生じた場合には相応の賠償責任を負わなければならない。

**第57条** 認証機関、検査機関、試験機関に対し、以下に掲げる状況のいずれかが生じた場合、CNCAは、それらの機関に対してその事態を改善するよう命じ、事案が重大で有る場合には、その機関の指定及び許可された資料を含め取消す。

- (1) 指定された業務範囲を超え、目録に記載された製品の認証及び認証に関連する試験、工場調査行為を行なった場合。
- (2) 指定された認証業務を譲渡する場合。
- (3) 営業停止期間中に、引き続き指定された範囲内の強制性製品認証、工場調査、試験行為を行った場合。
- (4) 営業停止の改善期限の満了後に、審査の結果、改善要求に適合していない場合。

**第58条** CNCA、質検両局及びその職員に対し、職権を乱用し、私情にとらわれて不正を働く場合、職責を軽んじる場合、法律に従い行政処分を行う。犯罪となった場合、法律に従い刑事責任を追及する。

**第59条** 強制的製品認証活動中のその他の違法行為は、関連する法律に基づいて処罰される。

## 第6章 附則

**第60条** 強制的製品認証については、国家の関係法規に基づいて費用を徴収しなければならない。

**第61条** 本規定の解釈については、AQSIQが責任を負う。

**第62条** 本規定は、2009年9月1日から施行する。AQSIQにより、2001年12月3日に公布された「強制的製品認証管理規定」は廃止する。